

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年
宮本組第454号					
令和5年4月18日					
宮城県警察本部長					

宮城県警察通訳センター運営要綱の一部改正について（通達）

宮城県警察通訳センターの運営については、「宮城県警察通訳センター運営要綱の改正について（通達）」（平成21年12月2日付け宮本組第898号）により定めていたところであるが、別添のとおり宮城県警察通訳センター運営要綱を一部改正したので、誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 通訳センターの任務に手話通訳に関することを追加した。
- (2) 所要の文言の整理を行った。

2 施行期日

令和5年4月18日

別添

宮城県警察通訳センター運営要綱

1 趣旨

この要綱は、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項の規定により刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課に置かれた宮城県警察通訳センター（以下「通訳センター」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 任務

通訳センターの任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 外国語の通訳、翻訳及び校閲並びに手話通訳（以下「通訳等」という。）に関すること。
- (2) 通訳要員（通訳等に従事させるための要員として、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定した職員及び委嘱した者をいう。以下同じ。）等の派遣に関すること。
- (3) 通訳要員の研修に関すること。
- (4) 通訳等の技術の研究に関すること。
- (5) その他本部長が必要と認める業務に関すること。

3 所長の責務

通訳センター所長（以下「所長」という。）は、刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）の命を受け、通訳センターの事務を掌理し、その適正な運営に努めるものとする。

4 通訳要員の能力の把握及び教養

- (1) 所長は、部外通訳人（通訳要員のうち、本部長が委嘱した者をいう。）の能力について、その運用を通じて継続的に把握するとともに、通訳技術等の向上のための教養に努めること。
- (2) 所長は、通訳官（通訳要員のうち、本部長が指定した職員をいう。）及び通訳センターの職員に対して、語学能力、通訳技術等の向上のための教養に努めること。

5 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、通訳センターの運営に関し必要な事項は、組織犯罪対策課長が刑事部組織犯罪対策局長の承認を得て定める。